

告 示

埼玉県告示第百五十九号

川口市から川口市計画高度利用地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

令和七年三月十四日

埼玉県知事 大 野 元 裕